

福井県報

第 414 号
令和 8 年
8 月 18 日 (火)
火 曜 日 発 行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

告 示

- 指定公金事務取扱者の指定 (401・インバウンド交流課) 1
- 保安林の指定の解除の予定 (402・森づくり課) 1
- 道路の位置の指定 (403・三国土木事務所) 1

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 (生活学習館) 2
- 令和 8 年度福井県ふぐ処理師試験の実施 (医薬食品・衛生課) 2
- 農地を利用する権利の設定の裁定 (中山間農業・畜産課) 3
- 土地改良区の役員の住所の変更 (福井農林総合事務所) 4
- 土地改良区の役員の退任 (2 件・同) 4
- 土地改良区の役員の就任 (2 件・同) 5
- 土地改良区の役員の退任 (坂井農林総合事務所) 5
- 土地改良区の役員の就任 (同) 5
- 都市再開発法の規定による福井駅前南通り地区市街地再開発組合の理事長氏名等の変更の届出 (都市計画課) 6
- 都市再開発法の規定による福井駅前南通り地区市街地再開発組合の定款の変更の認可 (同) 6

人事委員会規則

- ※福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (19) 7

公安委員会告示

- 警備員指導教育責任者講習の実施 (81・生活安全企画課) 8

正 誤

- 令和 6 年 10 月 1 日福井県告示第 415 号 (都市計画事業の事業計画の変更の認可) 9

告 示

福井県告示第 401 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、海外旅行会社へのセールス活動支援事業業務を委託したので、同法第 243 の 2 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 18 日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社 JTB 福井支店
福井県福井市中央 1-2-1
ハピリン 2 階
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る支出
海外旅行会社へのセールス活動支援事業に係る助成金支払業務
- 3 地方自治法第 243 の 2 第 1 項の規定による指定をした日
令和 8 年 7 月 22 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 8 年 7 月 29 日

福井県告示第 402 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 26 条の 2 第 2 項の規定に基づき、保安林の指定を解除する予定であるので、同法第 30 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 18 日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 解除予定保安林の所在場所
南条郡南越前町今庄 131 字大清水 8 番 1・9 番 (以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る)
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第 403 号

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置

を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月18日

福井県三国土木事務所長 橋本 泰英

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
坂井市三国町池見第20号1番地1

株式会社 重一

代表取締役 齊藤 正弘

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
坂井市丸岡町南横地20 字三ツ黒23番1の一部 および24番1の一部	6.00	43.85

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月18日

福井県知事 石田 嵩人

- 落札に係る物品の名称および数量
空調設備機器修繕業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県生活学習館
福井県福井市下六条町14-1
- 落札者を決定した日
令和8年7月15日
- 落札者の名称および所在地
株式会社竹澤設備
福井県福井市二の宮5丁目1-14
- 落札金額（税抜単価）
132,000,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 規則第4条の規定による公告を行った日

令和8年6月2日

福井県ふぐの処理に関する条例（平成12年福井県条例第16号）第9条の規定に基づき、令和8年度福井県ふぐ処理師試験を実施するので、福井県ふぐの処理に関する条例施行規則（平成12年福井県規則第114号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月18日

福井県知事 石田 嵩人

- 受験資格
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- 試験の期日等
令和8年10月27日（火）および同年11月3日（火・祝）
- 試験の場所
1日目 福井県生活学習館
（福井市下六条町14-1）
2日目 学校法人天谷学園 天谷調理製菓専門学校
（吉田郡永平寺町松岡兼定島34-3-10）
- 試験科目
(1) 学科試験
ア 水産食品の衛生に関する知識
イ ふぐに関する一般知識
(2) 実技試験 ふぐの処理に関する技術
- 願書配布
(1) 配布期間
令和8年8月24日（月）から同年9月15日（火）まで
（8時30分から17時15分まで 土曜日、日曜日を除く）
(2) 配布場所
福井市保健所、県健康福祉センターまたは健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課で配布する。
なお、受験願書等の様式は、県のホームページからダウンロード可能。
- 願書受付
(1) 受付期間
令和8年8月31日（月）から同年9月15日（火）までに下記提出先へ直接持参または郵送により提出する。
（8時30分から17時15分まで 土曜日、日曜日を除く）
郵送による申込みの場合、令和8年9月15日（火）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(2) 提出先

県内に在住する者は、当該住所地为管轄する県健康福祉センターまたは福井市保健所、県外在住者は県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課に提出する。

管轄市町等	所在地	電話番号
福井市	福井市保健所（生活衛生課） 〒918-8004 福井市西木田2丁目8-8	0776-33-5183
永平寺町	福井健康福祉センター 環境衛生課 〒918-8540 福井市西木田2丁目8-8	0776-36-1119
あわら市、坂井市	坂井健康福祉センター 環境衛生課 〒919-0632 あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0601
大野市、勝山市	奥越健康福祉センター 環境衛生課 〒912-0084 大野市天神町1-1	0779-66-2076
鯖江市、越前市、池田町、 南越前町、越前町	丹南健康福祉センター 生活衛生課 〒916-0022 鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
敦賀市、美浜町、 若狭町（旧三方町）	二州健康福祉センター 生活衛生課 〒914-0057 敦賀市開町6-5	0770-22-3735
小浜市、高浜町、おおい町、 若狭町（旧上中町）	若狭健康福祉センター 環境衛生課 〒917-0073 小浜市四谷町3-10	0770-52-1300
県外在住者	健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課 食品安全グループ 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1	0776-20-0354

(3) 提出書類

ア ふぐ処理師試験受験願書

イ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもの。）

7 受験手数料および納付方法

(1) 受験手数料

14,000円

(2) 納付方法

手数料納付システムまたは窓口でのキャッシュレス決済による納付

8 合格発表

(1) 発表日時

令和8年11月20日（金）10時00分

(2) 発表方法

ア 県庁1階掲示板、県健康福祉センター掲示板に合格者の受験番号を掲示
（令和8年12月4日（金）17時15分まで）

イ 県のホームページに合格者の受験番号を掲載（令和8年12月4日（金）17時

15分まで）

ウ 合格者には合格した旨を通知

9 試験結果の取扱い

受験者本人より、試験結果について開示を求められた際は、口頭により受験者本人の総得点および科目別得点の情報を開示する。

(1) 開示期間

令和8年11月20日（金）から同年12月18日（金）まで

（8時30分から17時15分まで（11月20日は10時00分から） 土曜日、日曜日、祝日を除く）

(2) 開示場所

県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課

(3) 必要な書類

受験票および受験者本人であることを証明する書類

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、福井県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月18日

福井県知事 石田 嵩人

1 申請に係る農地の所在等

所在および地番	地目	面積（㎡）
勝山市村岡町浄土寺21字39番1	田	3,240
勝山市村岡町浄土寺21字39番2	田	1,820

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、福井県農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 申請者の希望する権利の始期等

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和9年1月1日	10年	50,600円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年9月1日

(2) 提出先

福井県農林水産部中山間農業・畜産課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

6 福井県農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の公告の日から15年以上あるものである。

松岡吉野土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり役員住所変更した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年8月18日

福井県知事 石田 嵩人

1 変更前の理事の住所および氏名

吉田郡永平寺町松岡小畑第17号20番地 南 哲治

2 変更後の理事の住所および氏名

吉田郡永平寺町松岡小畑第18号14番地2 南 哲治

松岡吉野土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月30日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年8月18日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事 川崎 利弘 吉田郡永平寺町松岡上吉野第55号1番地

〃 吉元 治美 吉田郡永平寺町松岡上吉野第58号10番地

〃 古元 重之 吉田郡永平寺町松岡湯谷第5号23番地

〃 畑 幹夫 吉田郡永平寺町松岡湯谷第8号21番地

〃 金元 直栄 吉田郡永平寺町松岡宮重第8号6番地

〃 松井 俊和 福井市高木中央3丁目601番501号

〃 南 哲治 吉田郡永平寺町松岡小畑第18号14番地2

監 事 中村 成人 吉田郡永平寺町松岡吉野第8号1番地

〃 西尾 幸博 吉田郡永平寺町松岡宮重第2号5番地1

〃 島田 通正 吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番

清水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年8月18日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事 上山 康一郎 福井市真栗町第42号27番地

〃 西村 耕一 福井市御油町第13号23番地

〃 山本 幹夫 福井市坪谷町第40号34番地

〃 木下 敏一 福井市島寺町第60号19番地1

〃 田中 紀幸 福井市グリーンハイツ2丁目107番地県営住宅7号館205号

〃 荻原 悟 福井市小羽町第3号2番地

〃 鷲田 慎吾 福井市片山町第78号11番地

〃 谷口 新悟 福井市清水山町第65号68番地1

〃 荻野 正春 福井市清水山町第44号45番地

〃 三上 誠司 福井市清水山町第9号30番地

〃 尾崎 剛敏 福井市三留町第13号45番地3

〃 田端 浩之 福井市清水杉谷町第8号3番地

〃 松澤 重治 福井市田尻栃谷町第29号4番地

〃 藤本 正人 福井市片粕町第61号10番地

〃 吉田 啓司 福井市竹生町第19号12番地1

〃 松原 一行 福井市朝宮町第11号31番地1

〃 黒田 清仁 福井市大森町第64号11番地1

〃 齊藤 秀樹 福井市山内町第2号7番地

〃 酒井 邦雄 福井市笹谷町第64号22番地

〃 私市 安隆 福井市滝波町第43号20番地2

〃 木下 敏昭 福井市本折町第1号2番地3

〃 高橋 明 福井市清水畑町第34号8番地

〃 桑島 誠 福井市平尾町第13号40番地

〃 土橋 克巳 福井市上天下町第20号15番地

〃 横山 勝和 福井市下天下町第4号22番地

〃 横山 弥四郎 福井市和田町第8号7番地
監 事 三上 正和 福井市清水山町第6号5番地
〃 勝木 勘充 福井市清水杉谷町第8号18番地
〃 齊藤 康浩 福井市清水畑町第3号4番地5

岡崎吉野土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年5月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年8月18日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事 川崎 利弘 吉田郡永平寺町松岡上吉野第5号1番地
〃 山崎 和夫 吉田郡永平寺町松岡上吉野第6号3番地
〃 古元 重之 吉田郡永平寺町松岡湯谷第5号23番地
〃 長谷川 則夫 吉田郡永平寺町松岡湯谷第5号22番地
〃 金元 直栄 吉田郡永平寺町松岡宮重第8号6番地
〃 松井 俊和 福井市高木中央3丁目601番501号
〃 南 哲治 吉田郡永平寺町松岡小畑第18号14番地2
監 事 中村 成人 吉田郡永平寺町松岡吉野第8号1番地
〃 中川 正博 吉田郡永平寺町松岡小畑第13号67番地
〃 島田 通正 吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番

清水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年8月18日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事 上山 康一郎 福井市真栗町第4号2番地27番地
〃 西村 耕一 福井市御油町第13号23番地
〃 山本 幹夫 福井市坪谷町第40号34番地
〃 武内 仁和 福井市島寺町第4号2番地
〃 田中 紀幸 福井市グリーンハイツ2丁目107番地県営住宅7号館205号
〃 中山 政幸 福井市小羽町第1号12番地
〃 松原 為之 福井市片山町第47号19番地
〃 谷口 新悟 福井市清水山町第6号5番地68番地1
〃 荻野 正春 福井市清水山町第4号4番地45番地

〃 三上 誠司 福井市清水山町第9号30番地
〃 鈴木 重則 福井市三留町第12号55番地1
〃 勝木 勘充 福井市清水杉谷町第8号18番地
〃 鈴木 清和 福井市田尻栃谷町第29号8番地
〃 藤本 正人 福井市片粕町第61号10番地
〃 吉田 啓司 福井市竹生町第19号12番地1
〃 松原 一行 福井市朝宮町第11号31番地1
〃 片岡 一兵 福井市大森町第33号2番地
〃 小林 修 福井市山内町第18号14番地
〃 酒井 邦雄 福井市笹谷町第64号22番地
〃 私市 広幸 福井市滝波町第32号21番地
〃 齋藤 正喜 福井市本折町第6号20番地1
〃 前田 利彦 福井市清水畑町第36号21番地1
〃 細川 英俊 福井市平尾町第12号40番地
〃 土橋 克巳 福井市上天下町第20号15番地
〃 宮永 嘉一 福井市下天下町第3号7番地
〃 谷口 正行 福井市和田町第11号1番地
〃 三上 雅代 福井市清水山町第11号24番地
〃 齊藤 いずみ 福井市山内町第2号7番地
監 事 小澤 晴樹 福井市真栗町第41号11番地
〃 中島 友明 福井市片粕町第4号44番地3
〃 野村 トモ子 福井市大森町第17号18番地

坂井北部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月27日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年8月18日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理事 渡邊 正春 あわら市菅野第26号11番地

坂井北部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年7月22日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年8月18日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理事 坪川 智宏 あわら市菅野第49号24番地

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定に基づき、福井駅前南
通り地区市街地再開発組合の理事長氏名等の変更の届出があったので、同条第2項の規定
により次のとおり公告する。

令和8年8月18日

福井県知事 石田 嵩人

理事長の氏名および住所

齊藤 仁志

福井市二の宮3丁目21-26-2

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、福井駅前南
通り地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同
法第19条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月18日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 組合の名称
福井駅前南通り地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地
福井市中央1丁目10番8号エモリビル3階
- 3 事業施行期間
令和4年6月21日から令和12年3月31日まで
- 4 施行地区
福井市中央一丁目1801番、1803番から1807番、1808番2、1835
番から1841番、1901番から1903番、1906番から1930番2、231
1番から2319番4、3003番、3・4・14福井駅豊島上町線の一部、3・4・
15城の橋線の一部、3・5・63北の庄線の一部、市道中央1-332号線の一部、
市道中央1-337号線の一部、市道中央1-339号線の一部、市道中央1-625
号線の一部、ガレリアポケット公園の一部
- 5 組合設立認可の年月日
令和4年6月16日
- 6 定款の変更の認可の年月日
令和8年8月7日

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年8月18日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第19号

福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則（昭和29年福井県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（転居費） 第23条 転居費は、赴任または長期間の出張に伴う転居に要する費用（第26条第1項第1号または第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。<u>ただし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難であると認めるときは、現に行った運送の区分ごとにそれぞれ当該各号の規定により算定される額の合計額とする。</u> (1)・(2) （略） (3) 旅行者が宅配便または自家用自動車もしくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものであるとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする<u>方法とする（この項ただし書に規定する場合であって、第1号の規定により算定した額と合計するときは、この限りでない。）。</u> 2・3 （略）	（転居費） 第23条 転居費は、赴任または長期間の出張に伴う転居に要する費用（第26条第1項第1号または第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。 (1)・(2) （略） (3) 旅行者が宅配便または自家用自動車もしくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものであるとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。 2・3 （略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例（昭和25年福井県条例第46号）第2条第4号に規定する旅行命令権者が同条例第3条第7項に規定する旅行命令等を発した旅行について適用し、同日前に旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第81号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）および警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第6条に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年8月18日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間	定員
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	新規取得講習	令和8年9月29日（火）から 令和8年10月6日（火）まで	20名
	追加取得講習	令和8年10月2日（金）から 令和8年10月6日（火）まで	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	新規取得講習	令和8年9月29日（火）から 令和8年10月5日（月）まで	20名
	追加取得講習	令和8年10月2日（金）から 令和8年10月5日（月）まで	

日曜日および土曜日を除く。

2 実施場所

福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル

一般社団法人福井県警備業協会

3 受講対象者

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 3号警備業務

ア 新規取得講習

(ア) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ウ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、

当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事している者

(エ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(オ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事している者

イ 追加取得講習

受講申込みを行う日において、3号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、アの各号のいずれかに該当する者

(2) 4号警備業務

ア 新規取得講習

最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 追加取得講習

4号警備業務の区分以外の資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

4 受講申込みの手続

(1) 受付期間

令和8年8月31日（月）から同年9月9日（水）までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後4時までの間（日曜日、および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。）

(2) 受付要領

受講希望者は、受付期間内に、下記5の問い合わせ先へ電話で予約を行い、受理番号を取得した後、受講申請書を提出すること。

(3) 提出場所

福井県内の警察署（福井市及び永平寺町の区域にあっては、福井県警察本部生活安全許可センターへ提出）

なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(4) 提出書類

ア 共通

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。）

1通

(イ) 追加取得講習の受講を希望する者にあつては、資格者証等の写し 1通

イ 3号警備業務

(ア) 3(1)ア(ア)に該当する者

a 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 3(1)ア(イ)に該当する者

当該警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 3(1)ア(ウ)に該当する者

a 当該警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 3(1)ア(エ)に該当する者

当該警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 3(1)ア(オ)に該当する者

a 当該警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

ウ 4号警備業務

(ア) 警備業務従事証明書 1通

(イ) 履歴書 1通

(5) 手数料

ア 3号警備業務

(ア) 新規取得講習

38,000円

(イ) 追加取得講習

14,000円

イ 4号警備業務

(ア) 新規取得講習

34,000円

(イ) 追加取得講習

10,000円

に相当する手数料を納入すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

5 講習に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

電話0776-22-2880（内線3192、3193）

6 その他

(1) 委託先

本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

(2) 修了考查

講習終了後、福井県公安委員会が修了考查を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

正 誤

令和6年10月1日福井県告示第415号（都市計画事業の事業計画の変更の認可）

ページ	段	行	誤	正
6	1	3	変更なし	昭和46年福井県告示第3号、平成3年福井県告示第974号、平成8年福井県告示第26号、平成8年福井県告示第812号、平成9年福井県告示第173号、平成12年福井県告示第389号、平成13年福井県告示第412号、平成15年福井県告示第146号、平成16年福井県告示第569号、平成17年福井県告示第48号、平成23年福井県告示第139号、平成24年福井県告示第372号、平成25年福井県告示第411号、平成26年福井県告示第197号の事業地及び令和2年福井県告示第307号の事業地に菅谷町3字、菅谷町4字、菅谷町5字、菅谷町6字、菅谷町7字、菅谷町8字、菅谷町10字、菅谷町11字及び大瀬町5字地内の事業地を追加する。

